

## 民法 Chapter 39

Date

/

Date

/

Date

/



婚姻に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 婚姻の届出が単に子に嫡出子としての地位を得させるための便法として仮託されたものにすぎず、夫婦関係の設定を欲する意思がない場合には、婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、婚姻は効力を生じない。
- 2 事実上の夫婦共同生活関係にある者が婚姻意思を有し、その意思に基づいて婚姻の届書を作成した場合であっても、届書の受理された当時意識を失っていたときは、特段の事情のない限り、婚姻は成立しない。
- 3 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、重婚関係を生じ、後婚は当然に無効となる。
- 4 内縁を不当に破棄された者は、相手方に対して、不法行為を理由に損害賠償を請求することはできるが、婚姻予約の不履行を理由に損害賠償を請求することはできない。
- 5 養親子関係にあった者どうしが婚姻をしようとする場合、離縁により養子縁組を解消することによって、婚姻をすることができる。

正解

1

## [夫婦関係] 婚姻

## 1 妥当である

当事者間に婚姻をする意思がないときは、婚姻は無効となる（民法742条1号）。判例は、民法742条1号にいう「当事者間に婚姻をする意思がないとき」とは、当事者間に真に社会観念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思を有しない場合を指し、たとえ婚姻の届出自体については当事者間に意思の合致があったとしても、それが単に他の目的を達するための便法として仮託されたものにすぎないときは、婚姻は効力を生じないとしている（最判昭44.10.31）。

## 2 妥当でない

判例によれば、当事者が届書の作成当時婚姻意思を有していれば、届出受理当時意識を失っていたとしても、婚姻は有効に成立する（最判昭44.4.3）。

## 3 妥当でない

配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、重婚関係を生ずる（民法732条参照）が、判例によれば、後婚は当然には無効となるものではなく、取り消し得るものとなるにすぎない（大判昭17.7.21）。

## 4 妥当でない

判例によれば、内縁を不当に破棄された者は、相手方に対して、婚姻予約の不履行を理由に損害賠償を請求することができるとともに、不法行為を理由に損害賠償を請求することもできる（最判昭33.4.11）。

## 5 妥当でない

養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する（民法729条）。しかし、養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、民法729条の規定により親族関係が終了した後でも、婚姻をすることができない（同法736条）。

以上により、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。